

一般的事項

- 1.入札は厳正に行ってください。
できる限り入札控室を用意しますので、入札順を静粛にお待ちください。
- 2.入札は、本人又は、代理人が所定の場所へ出席して行います。
- 3.郵便等による入札は認めません。

入札

- 1.代理人が入札に参加する場合に提出する委任状は、代理権の範囲、代理人の氏名及び、代理人が使用する印鑑を明示し、本人（委任者）が記名押印したものでなければなりません。
なお、この場合における入札書の入札者名及び押印は、代理人が記名押印（何某代理人何某）と表示すること。

無効入札

- 1.入札に関し、談合等の不正行為があったとき。
- 2.入札書に記名押印がないとき。
- 3.入札書の記載事項の確認ができないとき。

再度入札

- 1.最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度入札に参加できません。
- 2.無効の入札をした者は、以後の再度入札に参加することができません。

入札の辞退

- 1.指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2.指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとします。
 - 1.入札執行前にあっては、入札辞退届を資産経営課に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到着するものに限る)して行います。
 - 2.入札執行中にあっては、入札辞退又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行います。

3.入札を辞退した者はこれを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

入札の無効

1.無効な入札があったときは、それらを除いて落札者を決定します。

落札者の決定方法

1.予定価格の制限の範囲内で最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格以上のうちの最低の価格の者を落札者とします。但し、低入札価格調査基準価格を下回った入札があった場合、落札を保留し後日決定します。なお、低入札者は、必ずしも落札者とならない場合があります。

2.落札者となるべき同価の入札者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定します。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。（自治法施行令第167の9関係）

契約

1.契約が、議会の議決を要するものであるときは、議会の議決を経た後本契約を締結する旨を含む仮契約となります。

工事完成保証

1.落札者は、請負金額が500万円以上の工事請負契約には、契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金に代わる担保としての金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また公共工事履行保証証券による保証を付し又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

その他

・入札資格審査申請書（変更・随時含む）の受付、経営審査の受付についても資産経営課で行います。